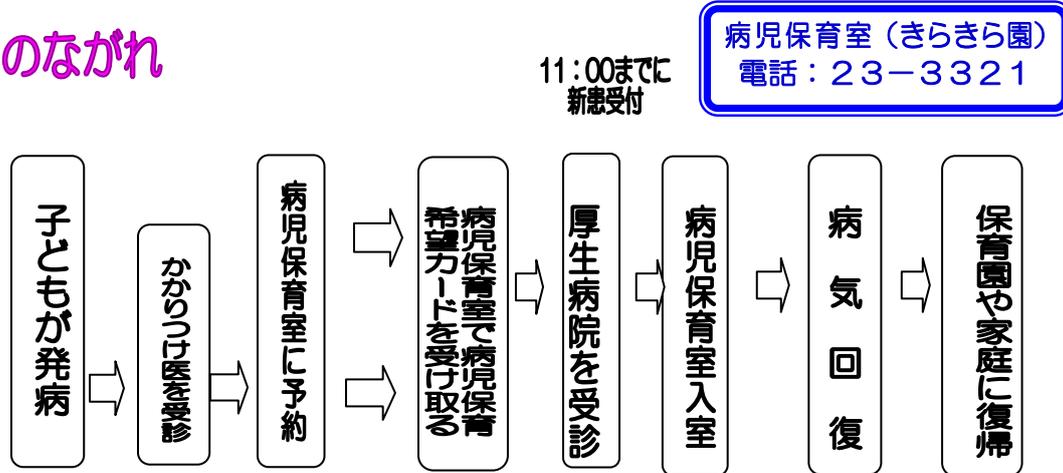


# 病児保育室『きらきら園』利用手順（利用者用）

子どもの体調不良（発熱などの日常かかりやすい病気）のとき、仕事等の都合で家庭での保育ができないときに、保護者の方に代わって病児保育室で看護師と保育士が病気のお子様をお預かりします。

※投薬は行いますが、点滴や発作的な吸入などの治療は行いません。

## 利用のながれ



1. 対象児童 次に掲げるすべての要件を満たす児童とします。

- ① 倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町・琴浦町のいずれかに住所のある児童
- ② 生後6ヶ月から小学校3年生の児童
- ③ 保育所、幼稚園、認定こども園、届出保育施設、小学校に通所(学)している児童
- ④ 病気のため集団保育が困難な児童
- ⑤ 児童の保護者が就労等の理由により、家庭において保育を行うことが困難な児童

2. 利用の方法

- ① 病児保育室に空き状況を電話で確認する。(仮予約)  
※ 利用は受付順としますが、利用される子どもさんの病気の種類や症状により利用できないことがあります。  
※ 準備物については、裏面の表で確認してください。
- ② 利用する初日に厚生病院小児科を受診して、利用の可否の指示を受けてください。  
※ 厚生病院 1 階新患受付を午前 11 時 00 分までに行ってください。受付の前に、病児保育室から「**病児保育室希望カード**」を受け取ってください。  
※ 新患受付の際、必ず「病児保育室希望カード」を提出し、利用を希望していることを伝えてください。  
(かかりつけ医より「診療情報提供書」がある場合には提出してください。)  
※ 病児保育室が利用できる場合には、「病児保育にかかる医師連絡票」が医師より渡されます。
- ③ 診察代は、厚生病院 会計へ支払いをする。  
(※検査を実施した場合は、実費が必要となる場合があります。)  
薬が出た場合には、1 階の薬局で受取りをしてください。
- ④ 利用(保育)開始 病児保育室で下記書類の記入、提出をしてください。  
「病児保育利用申請書」  
「病児保育にかかる医師の連絡票」(厚生病院小児科より発行された書類)  
「家庭との連絡票兼病児保育記録」  
利用料を病児保育室へ支払う。

⑥ 利用の終了

病児保育室での様子を聞く。

◎ 利用料の額 1,500円/1日 ※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料となります。

3. その他注意事項など

- ・ 病児保育室の入室、退室の際は、1階地域医療連携棟の出入口を利用してください。
- ・ 保育中に症状が悪化したときは、お迎えに来ていただくこともあります。
- ・ 保育中に急変や異常があると認めたとときには、厚生病院の医師の診察を受けることもあります。この場合は、保護者への連絡を行います。また、診察は、通常の外來診察として行いますので、診療代が必要になります。
- ・ 食事・おやつ等は、保育室で準備します。ただし、アレルギー対応による除去食が必要な場合は、食事は保護者の方で持参をお願いします。(アレルギー除去のおやつは保育室で準備します。)
- ・ お迎えは、入り口インターホンにて呼び出ししてください。

◆ 準備していただくもの ◆

着替え・おしぼり・ナイロン袋・バスタオル2枚(シーツとして使用)・薬・食食用エプロン(必要な方)・オムツ(8~10枚)・おしりふき・ミルク・哺乳ビン・イオン飲料

印鑑・母子健康手帳・生活保護受給のわかるもの  
(室内で出たオムツなどの汚物はお持ち帰りいただきます。)

病児保育室は、中部地区の市町が協力して運営しています。

病児保育室に関するご質問、ご意見などは下記へ連絡してください。

病児保育室(きらきら園)/委託先:(福)敬仁会  
電話 **23-3321(直通)**

(午前8時~午後6時)

場所 倉吉市東昭和町 150 番地  
鳥取県立厚生病院内  
地域医療連携棟1階(北玄関前)

倉吉市 : 子ども家庭課(電話 22-8100)

三朝町 : 町民課(電話 43-3505)

湯梨浜町 : 子育て支援課(電話 35-5325)

北栄町 : 教育総務課子育て支援室  
(電話 37-5870)

琴浦町 : 町民生活課(電話 52-1703)

